

令和5年3月31日

社会福祉法人霧島市社会福祉協議会  
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第7回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1： 育児・介護休業に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る。

<対策>

- 令和5年4月～ 法に基づく諸制度を紹介し情報提供を行う。
- 令和5年5月～ 制度に関するパンフレットを作成し・配布、全職員への周知

目標2：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和5年4月～ 職員の具体的なニーズ調査、母性健康管理についての情報収集
- 令和5年4月～ 相談窓口の設置について職員への周知
- 令和5年5月～ 定期的に管理職に対して母性健康管理制度の周知と意識啓発を実施する。
- 令和5年5月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、職員への周知

目標3：全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和5年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和5年5月～ 部署ごとの年次有給休暇の取得計画の進捗を課長会での報告事項とする。

目標4：所定外労働の削減の促進を行う。

<対策>

- 令和5年4月～ 所定外労働の取得状況について実態把握を行う。
- 令和5年4月～ ノー残業デーを設定し、実施する。
- 令和6年4月～ 部署ごとに取得状況を調査し、取組の見直しを検討する。